

引き続き 高病原性鳥インフルエンザ に対する 最大の警戒 を！！

< 今シーズンの国内での発生状況 >

令和6年2月28日現在

①家きん

養鶏農場での発生は、8県9事例(発生9農場・疫学関連2農場)で計約7万2千羽が殺処分。

◇佐賀、茨城、埼玉、鹿児島、群馬、岐阜、山口、香川県

②飼養鳥

岐阜県でのタカ科1羽、兵庫県でモモアカノスリ1羽

③野鳥

117例 北海道から鹿児島県(近隣では千葉、茨城、岐阜県)
令和4年度242事例、平成28年度218事例に次いで3番目
山梨県では野鳥の陽性は確認されていない

○発生農場で死亡羽数が増加しても、すぐに通報されな
かった事例が複数報告。

○これから渡り鳥の北帰行が本格化し、発生リスクは高まる
時期。

○もう一度

農場従業員及び外部事業者を含む農場への入出者の
衛生対策、野生動物の侵入防止等の病原体侵入防止
対策の徹底を！

○引き続き

異常を感じたら家畜保健衛生所へ早期連絡を！

山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166／FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868

高病原性

鳥インフルエンザ

引き続き最大限の警戒を！！

⚠️ 農場の発生予防対策を徹底しましょう

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し、不備があれば改善
- ・ 農場従業員や外部事業者等を含め、専用の衣服や長靴の着用、消毒等の衛生対策を徹底
- ・ 家きん舎の隙間の常々点検し、遅滞なく修繕



⚠️ 異状の早期発見・早期通報を徹底しましょう

- ・ 以下の異状を認めた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に相談ください。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去3週間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている
- ② 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている

- ・ 上記以外であっても、通常時と異なる状態であると感じた場合は、他の疾病を疑う場合でも最寄りの家畜保健衛生所に相談しましょう。

※ 通報の遅延は、地域における本病のまん延リスクを高めるだけでなく、殺処分された家きんに対する手当金が減額となる場合があります。